議案第21号

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

本件は、都市公園の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

都市公園の管理のかしに基づく捐害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

大阪府東大阪市西石切町二丁目 3 番34号 株式会社: ハミングバード	1,414,800円

2 事件の概要

平成26年10月20日午前9時頃,市内城南区別府三丁目地内の別府北公園内の樹木の根が,同公園に隣接する相手方株式会社ハミングバード所有のマンションの汚水排水管に侵入し,当該汚水排水管を破損するとともに閉塞させていたため,当該マンション内の一室のトイレから汚水が溢水し,当該トイレを汚損し,損害が生じたものである。